

横手市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市ペット霊園の設置等に関する条例（平成18年横手市条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置許可申請)

第2条 条例第3条第2項の規定による設置の許可の申請は、ペット霊園設置許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ペット霊園を設置しようとする土地の登記簿謄本又は申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書面
- (2) ペット霊園の造成計画図書、建物等の設計仕様書
- (3) 申請者の住民票又は申請者が法人である場合は、法人の登記簿謄本及び法令に定める手続を経たことを証する書面
- (4) ペット霊園を設置しようとする土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し及び付近の図面
- (5) ペット霊園を設置しようとする土地付近の飲用水の水源等に関する調査書類
- (6) 条例第4条第1項第1号アただし書又はエの同意を得ていることを証する書類
- (7) 条例第4条第1項第3号の説明会に関する報告書
- (8) 行政庁の許可、認可等を必要とする場合にあっては、当該許可、認可等を受けていることを証する書面又は当該許可、認可等の申請の状況を明らかにした書面
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更許可申請)

第3条 条例第3条第2項の規定による変更の許可の申請は、ペット霊園変更許可申請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の申請書には、前条第2項に定める書類を添付しなければならない。

(設置及び変更許可)

第4条 市長は、ペット霊園の設置又は変更を許可したときは、ペット霊園設置（変更）許可決定通知書（様式第3号）により前2条の申請をした者に通知するものとする。

(廃止許可申請)

第5条 条例第3条第2項の規定による廃止の許可の申請は、ペット霊園廃止許可申請書（様式第4号）によるものとする。

(工事完了の届出)

第6条 条例第5条第1項の規定による届出は、ペット霊園工事完了届（様式第5号）によるものとする。

(承継の届出)

第7条 条例第6条第2項の規定による届出は、ペット霊園承継届(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。